

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成20年2月7日(2008.2.7)

【公表番号】特表2007-513130(P2007-513130A)
 【公表日】平成19年5月24日(2007.5.24)
 【年通号数】公開・登録公報2007-019
 【出願番号】特願2006-542006(P2006-542006)
 【国際特許分類】

A 0 1 N 65/00 (2006.01)
 A 0 1 N 25/04 (2006.01)
 A 0 1 N 37/40 (2006.01)
 A 0 1 P 3/00 (2006.01)
 A 0 1 P 7/02 (2006.01)
 A 0 1 P 7/04 (2006.01)
 A 0 1 N 51/00 (2006.01)
 A 0 1 N 31/08 (2006.01)

【F I】

A 0 1 N 65/00 A
 A 0 1 N 25/04 1 0 1
 A 0 1 N 37/40
 A 0 1 P 3/00
 A 0 1 P 7/02
 A 0 1 P 7/04
 A 0 1 N 51/00
 A 0 1 N 31/08

【手続補正書】

【提出日】平成19年11月28日(2007.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(i) タゲテス油又はジヒドロタゲトン若しくはチオフエン類から選択されるその成分、又はサイム油又はチモール、カラクロール、シモール若しくはモノテルペノイドから選択されるその成分、又はこれらのいずれかの混合物であって、ここにおいて、存在するような油又は成分の総量が10% w/wを越えないもの；

(ii) 農業的に許容される担体油；

(iii) 乳化剤；及び場合により

(iv) ウインターグリーン油、

を含む農薬組成物であって、但し、(iv)が存在しないときは成分(i)はタゲテス油及びサイム油の混合物を3:1~1:3の比率で含む、上記農薬組成物。

【請求項2】

成分(i)がタゲテス油、サイム油、又はそれらの混合物である請求項1に記載の農薬組成物。

【請求項3】

(i) タゲテス油、サイム油、又はそれらの混合物；

- (ii) 農業的に許容される担体油；
- (iii) 乳化剤；及び
- (iv) ウインターグリーン油、

を含む請求項 1 又は 2 に記載の農薬組成物。

【請求項 4】

成分 (i) を 5 % w / w より多くは含んでいない請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の農薬組成物。

【請求項 5】

成分 (i) を 1.5 % w / w より多くは含んでいない請求項 4 に記載の農薬組成物。

【請求項 6】

成分 (i) が、タゲテス油及びサイム油の混合物を 3 : 1 ~ 1 : 3 の比率で含む請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の農薬組成物。

【請求項 7】

成分 (ii) が、カノーラ油 (OSR)、ヒマワリ油、綿実油、ヤシ油又は大豆油から選択される請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の農薬組成物。

【請求項 8】

乳化剤が、天然の有機乳化剤である請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の農薬組成物。

【請求項 9】

成分 (iii) が、1 ~ 20 % w / w の量で存在する請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の農薬組成物。

【請求項 10】

植物に施用するための、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物、及び水を含む製剤。

【請求項 11】

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物、又は請求項 10 に記載の製剤を、害虫に、又はその生息場所に施用することを含む害虫を殺虫又は防除する方法。

【請求項 12】

組成物がウインターグリーン油を含み、その結果その処置が、殺虫及びウイルス病徴改善を併せ持った効果を提供する請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

組成物又は製剤を、他の殺虫剤又は殺ダニ剤と一緒に施用する請求項 11 又は 12 に記載の方法。

【請求項 14】

組成物を、ヘクタール当たり 5 リットルより少ない量で作物に施用する請求項 11 ~ 13 のいずれか 1 項に記載の方法。

【請求項 15】

組成物を、ヘクタール当たり約 2 リットルの量で作物に施用する請求項 14 に記載の方法。

【請求項 16】

殺虫及びウイルス病徴改善を併せ持った組成物としての請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物の使用。

【請求項 17】

殺虫剤又は殺ダニ剤のアジュバントとしての、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物又は請求項 10 に記載の製剤の使用。

【請求項 18】

ヘクタール当たり 5 リットルより少ない割合で作物に施用する殺虫剤又は殺ダニ剤としての、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物の使用。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0103

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0103】

これらの結果から、実施例2の組成物は、1000及び5000mL/hLの比率の施用量において、治癒的噴霧として施用した場合、ジナメックよりも極めて良好なダニ卵の防除を示すことがわかった。保護試験においては、施用及び発生後7日目において、実施例2の組成物のみが、200、1000、及び5000mL製品/hLの比率の施用量において、卵の孵化を減少させた(それぞれ、94.7、45.2及び32.3%の卵孵化率)。ジナメックは、50mL製品/hLの施用量において、卵孵化には効果を示さなかった。